

# 行政改革の成果

安全・安心の確保等の新たな行政需要に適切に対応しつつ、国民負担の上昇を抑制

自民党は、行政改革推進本部(平成7年設置)において、行政改革に不断に取り組み

～中央省庁改革(平成13年度)以降の成果～

財政支出の面で4兆円を超える削減効果

10年20%の純減に向け、国家公務員を約3.6万人純減

90年代以降の規制改革により約18.3兆円の消費者メリットの創出

## < 国家公務員の人員費改革 >

- ・国家公務員数の10年20%純減を決定(17年10月)
- ・10年20%純減に向け、国家公務員の約3.6万人を純減  
国の行政機関の定員 22,558人、特定独法の非公務員化 13,735人
- ・総人員費改革の歳出削減効果(18年度からの累計): 2,400億円程度(試算)  
国の行政機関の定員純減、給与構造改革等による削減効果(平成18年度からの累計)

## < 公共サービス改革 >

- ・82事業について官民競争入札等の実施を決定
- ・既に入札を実施した20事業について約80億円の経費を縮減  
(従来実施経費約140億円 民間事業者落札金額約60億円)  
それぞれ一年当たりの額

## < 特殊法人等改革 >

- ・163法人のうち、17廃止、4統合、43民営化等、39独法化
- ・約2兆円の財政支出削減効果(14~20年度の累計)
- ・特殊法人等から移行した独法の役員数を約4割削減

## < 規制改革 >

- ・本部設置から13年間でのべ7,700項目の規制改革を実現
- ・規制改革による消費者メリット(価格・料金引き下げ効果等)は、約18.3兆円(90年代以降)

## < 特別会計改革 >

- ・5年で20兆円程度の財政健全化への貢献等を柱とする整理合理化計画骨子を策定(17年12月)
- ・特別会計見直しの対象歳出につき、徹底した削減により、18~21年度で約2.7兆円削減  
うち、地方道路整備臨時交付金の廃止によるもの約 0.7兆円
- ・31会計(18年度)を17会計(23年度)へ縮減

## < 独立行政法人の見直し >

- ・独立行政法人整理合理化計画により  
6法人を廃止・民営化等し、16法人を6法人に統合  
保有資産の売却、国庫返納等(約6,100億円(簿価))  
競争性のない随意契約1兆円を約7割減(18年契約実績ベース)  
財政支出:1,372億円削減、国庫納付:304億円(平成21年度予算)

上記の行政改革の取組に加えて、行政経費の削減・効率化など徹底した無駄の削減に取り組んでいる。

【平成20年12月現在】

## 行政改革の成果

現在、わが国は、国際化、情報化、少子高齢化等により複雑高度化する社会経済情勢や引き続き深刻な状況である治安情勢に的確に対応し、国民生活の基本である安心・安全を確保することが求められている。それに加え、事前規制型行政から事後チェック型行政への移行に伴い、事後チェック体制の整備も求められており、政府は、これらの新たな行政需要に適切に対応しなければならない。

その一方で、効果的・効率的な事業の執行や経費の抑制により国民負担の上昇を抑えることが必要である。

このため、自民党行政改革推進本部は、平成 7 年 11 月の設置以来、行政改革に不断に取り組んできている。

その結果、平成 13 年度の中央省庁等改革以降で、国家公務員の人件費改革や特別会計改革等により、財政支出の面で 4 兆円を超える削減効果や国家公務員数の約 3.6 万人の純減等の成果をあげるとともに、90 年代以降の規制改革によって、約 18.3 兆円の消費者メリットをもたらしている。

### 1. 国家公務員の人件費改革（別紙 1 参照）

- ・平成 17 年 10 月に自民党で国家公務員数の 10 年 20%純減（別添参照）を決定。その前半 5 年の取組として、国の行政機関の定員を 5.7%以上の純減（▲18,936 人以上）することとし平成 18 年度から平成 21 年度で 10,278 人純減を図るとともに、公務員型独立行政法人 45 法人（13,735 人）の役職員の非公務員化を実施

上記のほか、21 年度は政府管掌年金事業の日本年金機構への移行に伴う 12,280 人の純減がある。

- ・総人件費改革の歳出削減効果（ ）は、平成 21 年度予算で▲2,400 億円程度（試算）  
国の行政機関の定員純減、給与構造改革等による削減効果（平成 18 年度からの累計）

### 2. 規制改革（別紙 2 参照）

- ・自民党行政改革推進本部設置から現在までの 13 年間に、のべ 7,682 項目の規制改革事項が実現
- ・90 年代以降の規制改革による価格・料金引き下げ効果等の利用者メリットは平成 17 年度までに約 18.3 兆円（国民 1 人当たり換算すると約 14 万 4,000 円）（内閣府試算）

### 3. 公共サービス改革（別紙 3 参照）

- ・平成 18 年 7 月の公共サービス改革法の施行以来、82 事業について官民競争入札等の実施を決定
- ・官民競争入札等の対象事業のうち既に入札を実施した 20 事業について、従来の実施に要した経費約 140 億円から、民間事業者の落札金額約 60 億円に縮減（それぞれ 1 年当たりの額）

#### 4. 特別会計改革 (別紙4参照)

- ・特別会計改革委員会において資産・負債や剰余金等の精査を行い、5年で20兆円程度の財政健全化への貢献等を柱とする「特別会計整理合理化計画骨子」(平成17年12月)を取りまとめ。
- ・この結果、平成18年度予算で約13.8兆円、平成19年度予算で約1.8兆円、平成20年度予算で約9.1兆円、平成21年度予算で約2.5兆円の一般会計等への繰入れにより、財政健全化への貢献を実施
- ・それに加え、特別会計による事業の更なる合理化・効率化を図ることにより、特別会計の見直しの対象とすべき歳出につき、徹底した歳出削減を行い、平成18年度に約0.5兆円、平成19年度に約0.7兆円、平成20年度に約0.3兆円、平成21年度に約1.2兆円の削減
- ・平成18年度時点での31会計を平成23年度までに17会計へ縮減

#### 5. 特殊法人等改革 (別紙5参照)

- ・163法人(平成13年度)のうち、17法人を廃止、4法人を統合、43法人を民営化等、39法人を独立行政法人化、45法人を共済組合として整理、6法人を現状維持
- ・特殊法人等から独立行政法人等の異なる形態に移行した法人も含め、平成14年度から平成20年度までの累計で約2兆円の財政支出削減効果
- ・特殊法人等から移行した独立行政法人の役員数を約4割削減  
(平成15年4月:420人 → 平成20年4月:253人(▲167人))

#### 6. 独立行政法人の見直し (別紙6参照)

- ・平成15~18年度の中期目標期間終了時見直しにより、法人の整理・統廃合を行い、法人数を14削減  
公務員型58法人中45法人(13,735人)の役職員を非公務員化  
(これにより、民間企業並みの柔軟な任用・勤務形態の導入、民間との人事交流の円滑化、業績に応じた支払いを可能にするなどの柔軟な給与体系の構築が可能となり、ひいては独立行政法人による業績の向上等が期待される)
- ・平成18年度の見直しによる融資等業務を行う14法人の業務の廃止・縮小により、新規融資約1,800億円を削減するとともに、余剰資金等約180億円を国庫返納
- ・一般管理費の10%以上削減(83.3%の法人(102法人中85法人))
- ・独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)により  
6法人を廃止・民営化等し、16法人を6法人に統合  
非公務員化2法人(今後検討するものを含む)  
保有資産を見直し、土地・建物等の売却、国庫返納等を推進(約6,100億円(平成18年度簿価))  
随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約1兆円を約7割(0.7兆円)減(18年契約実績ベース)  
財政支出を1,372億円削減、国庫納付額304億円とあわせて1,676億円の財政貢献(平成21年度予算)

## 7. 徹底した無駄の削減（別紙7参照）

- ・レクリエーション経費を原則廃止するとともに、広報経費・委託調査費・タクシー代について、20年度予算比で3割以上となる554億円を削減。
- ・公益法人向け支出を対18年度支出実績比で約4割の3,654億円削減、独立行政法人向け財政支出を1,372億円削減（ ）したほか、公益法人の基金の見直しにより654億円及び独立行政法人の資産の見直しにより304億円（ ）を21年度歳入予算に計上。
- ・平成21年度特別会計の見直し対象事務・事業の歳出予算額を約1.2兆円削減（ ）。
- ・3年以上継続している事業等の見直しを行なう政策の棚卸しによって、一般会計約5,500億円、特別会計約3,300億円を見直し。

独法向け財政支出の削減額、独法資産見直しによる国庫納付額及び特別会計見直しによる削減額は再掲である。  
それぞれの項目の削減額には重複計上しているものが含まれる。

## 8. その他（別紙8参照）

- ・平成18年に行った補助金等の交付により造成した基金および公益法人の融資等業務の見直しにより、平成18年度から平成21年度までに33基金から約1,700億円を国庫返納することを決定。
- ・平成20年に行った見直しにより、平成20年度から平成23年度までに22基金から約1,100億円を国庫返納することを決定。

## 国家公務員の人件費改革

### ○ 定員純減の取組状況

国の行政機関の定員について、5年▲5.7%以上（▲18,936人）の純減目標達成に向けて、平成18年度～21年度で10,278人を純減。

| 定員                            | 17年度     | 18年度     | 19年度     | 20年度     | 21年度     | 増減<br>(17年度比)    |
|-------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|------------------|
| 行政機関                          | 332,034人 | 330,532人 | 328,403人 | 324,281人 | 309,476人 | ▲10,278人<br>(注3) |
| 自衛官(実員)                       | 237,106人 | 236,806人 | 236,028人 | 235,263人 | 233,403人 | ▲3,703人          |
| 特別機関(注1)                      | 31,461人  | 31,499人  | 31,509人  | 31,521人  | 31,549人  | 88人              |
| (参考)<br>国家公務員(注2)<br>(除 特定独法) | 600,776人 | 599,012人 | 596,115人 | 591,243人 | 574,606人 | ▲13,890人<br>(注3) |

(注1) 特別機関：国会、裁判所、会計検査院、人事院

(注2) 特別職（平成17～19年：175人、平成20年～21年：178人）を含む

(注3) 純減計画外の政府管掌年金事業の日本年金機構への移行減▲12,280人を除く。

### ○ 国家公務員の総人件費改革の歳出削減効果（試算）



18年度からの累積

平成21年度の削減効果は、▲1,220億円程度

- ・ 給与構造改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・▲170億円
- ・ 定員純減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・▲410億円
- ・ 比較対象企業規模の見直し・・・・・・・・・・▲640億円  
(100人 → 50人：18年人勸)

## 規制改革

○ 平成 7 年 11 月 自民党行政改革推進本部設置

○ 規制改革への取組み

|                    |                    | 規制改革事項                                   |
|--------------------|--------------------|--|
| 平成 7 年度～ 9 年度      | 規制緩和推進計画           | 2,823 事項                                 |
| 平成 10 年度～ 12 年度    | 規制緩和推進 3 カ年計画      | 1,268 事項                                 |
| 平成 13 年度～ 15 年度    | 規制改革推進 3 カ年計画      | 1,153 事項                                 |
| 平成 16 年度～ 18 年度    | 規制改革・民間開放推進 3 カ年計画 | 1,349 事項                                 |
| 平成 19 年度～ 21 年度    | 規制改革推進のための 3 カ年年計画 | 1,089 事項 <small>(平成 20 年 12 月時点)</small> |
| <b>のべ 7,682 事項</b> |                    |  |

○ 利用者メリット

規制改革には、競争を促進し、価格・料金を引き下げる効果があり、90 年代以降の規制改革による価格低下が利用者にもたらしたメリットは、平成 17 年度までに約 18.3 兆円、国民 1 人当たり換算すると 14 万 4 千円（内閣府試算）。

規制改革による利用者メリット（平成 17 年度）

| 分野               |           | 利用者メリット           |
|------------------|-----------|-------------------|
| 電気通信             | 移動通信      | 27,876 億円         |
| 運 輸              | 国内空港      | 1,206 億円          |
|                  | 鉄道        | 4,840 億円          |
|                  | タクシー      | 125 億円            |
|                  | トラック      | 34,308 億円         |
|                  | 自動車登録検査制度 | 8,642 億円          |
| エネルギー            | 電力        | 56,630 億円         |
|                  | 都市ガス      | 4,579 億円          |
|                  | 石油製品      | 21,410 億円         |
| 金 融              | 株式売買委託手数料 | 5,291 億円          |
|                  | 損害保険      | 3,155 億円          |
| 飲食料品             | 米         | 6,249 億円          |
|                  | 酒類販売      | 7,957 億円          |
| 再販指定商品           | 化粧品・医薬品   | 1,182 億円          |
| 利用者メリット合計        |           | <b>183,452 億円</b> |
| 国民 1 人当たり利用者メリット |           | <b>14 万 4 千円</b>  |

【「規制改革の経済効果」（平成 19 年 3 月内閣府）より】

## 公共サービス改革

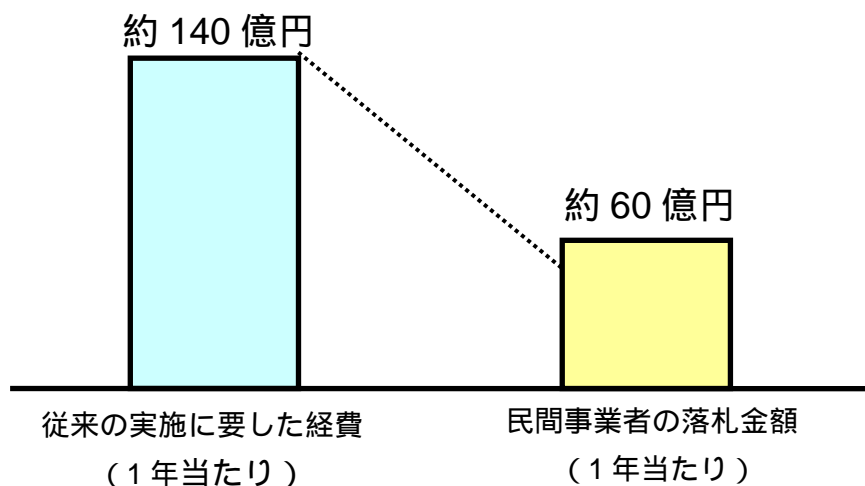
### ○ 公共サービス改革

公共サービス改革とは、公共サービスに関して、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革。

### ○ 官民競争入札等の実施状況

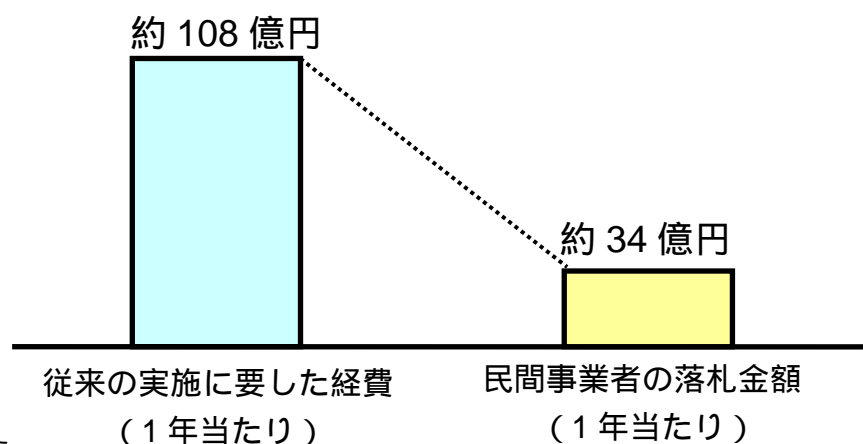
平成 18 年 7 月の公共サービス改革法の施行以来、82 事業について官民競争入札等の実施を決定し、うち 20 事業について既に入札を実施。(平成 20 年 12 月現在)

< 入札済み 20 事業の経費の合計 >



#### 主な事業例

社会保険庁の国民年金保険料収納事業 (全国 312 箇所のうち 185 箇所の社会保険事務所について実施)



官民競争入札等対象 82 事業（平成 20 年 12 月現在）

|                   | 官民競争入札等対象事業         | 入札実施 |
|-------------------|---------------------|------|
| <b>統計調査関連事業</b>   |                     |      |
| 1                 | 消費動向調査              |      |
| 2                 | 科学技術研究調査            |      |
| 3                 | 民間給与実態統計調査          |      |
| 4                 | 社会福祉施設等調査           |      |
| 5                 | 介護サービス施設・事業所調査      |      |
| 6                 | 就労条件総合調査            |      |
| 7                 | 牛乳乳製品統計調査           |      |
| 8                 | 生鮮食料品価格・販売動向調査      |      |
| 9                 | 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査 |      |
| 10                | 農業物価統計調査            |      |
| 11                | 内水面漁業生産統計調査         |      |
| 12                | 経済産業省企業活動基本調査       |      |
| 13                | 建設関連業等の動態調査         |      |
| 14                | 水質汚濁物質排出量総合調査       |      |
| 15                | 水質汚濁防止法等の施行状況調査     |      |
| <b>登記関連業務</b>     |                     |      |
| 16                | 証明書交付等事務（乙号事務）      |      |
| <b>社会保険庁関連業務</b>  |                     |      |
| 17                | 国民年金保険料収納事業         |      |
| <b>ハローワーク関連業務</b> |                     |      |
| 18                | ハローワークの職業紹介事業       |      |
| 19                | 「人材銀行」事業            |      |
| 20                | 「キャリア交流プラザ」事業       |      |
| 21                | 求人開拓事業              |      |
| <b>公物管理関連業務</b>   |                     |      |
| 22                | 新宿御苑の管理・運営業務        |      |
| 23                | 大山隠岐国立公園施設地区の維持管理業務 |      |
| <b>施設管理・運営業務</b>  |                     |      |
| 24                | 内閣府 永田町合同庁舎         |      |
| 25                | 警察庁 警察大学校           |      |
| 26                | 総務省 自治大学校           |      |
| 27                | 総務省 消防大学校           |      |
| 28                | 総務省 情報通信政策研究所       |      |



|                  |  |  |
|------------------|--|--|
| 29               | 法務省 法務省浦安総合センター                        |  |
| 30               | 法務省 矯正研修所                              |  |
| 31               | 外務省 外務省研修所                             |  |
| 32               | 財務省 財務本省研修所                            |  |
| 33               | 財務省 税関研修所                              |  |
| 34               | 財務省 税務大学校                              |  |
| 35               | 財務省 関税中央分析所                            |  |
| 36               | 農林水産省 農林水産研修所                          |  |
| 37               | 農林水産省 食料消費技術研修館                        |  |
| 38               | 農林水産省 農業技術研修館                          |  |
| 39               | 農林水産省 生活技術研修館                          |  |
| 40               | 農林水産省 森林技術総合研修所                        |  |
| 41               | 経済産業省 経済産業研修所                          |  |
| 42               | 国土交通省 国土交通大学校                          |  |
| 43               | 環境省 環境調査研修所                            |  |
| <b>刑事施設関連業務</b>  |  |  |
| 44               | 刑事施設の運營業務                              |  |
| <b>独立行政法人の業務</b> |  |  |
| 45               | 国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業          |  |
| 46               | 国民生活センター施設の運営等業務                       |  |
| 47               | 国際協力機構の「海外移住資料館」の運営等業務                 |  |
| 48               | 国際協力機構の「国際協力人材センター」の業務                 |  |
| 49               | 国際交流基金の「関西国際センター」の日本語研修事業              |  |
| 50               | 国際交流基金の文化芸術交流事業                        |  |
| 51               | 大学入試センターの大学入試センター試験事業                  |  |
| 52               | 国立科学博物館の設置・運営する「国立科学博物館」の施設運営等業務       |  |
| 53               | 国立美術館の設置・運営する美術館等の管理・運營業務              |  |
| 54               | 国立文化財機構の設置する「東京国立博物館」等の施設管理・運營業務       |  |
| 55               | 日本スポーツ振興センターの設置・運営するスポーツ施設等の運営等業務      |  |
| 56               | 日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務        |  |
| 57               | 日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務                 |  |
| 58               | 高齢・障害者雇用支援機構の設置・運営する「高齢期雇用就業支援コーナー」事業  |  |
| 59               | 労働政策研究・研修機構の「労働大学校」運営等業務               |  |
| 60               | 雇用・能力開発機構の設置・運営する「アビリティガーデン」における職業訓練事業 |  |
| 61               | 雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における体験事業      |  |
| 62               | 労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務                   |  |
| 63               | 国立病院機構の医業未収金の徴収業務                      |  |
| 64               | 国立病院機構の物品調達業務                          |  |

|    |                                     |  |
|----|-------------------------------------|--|
| 65 | 家畜改良センターの「中央畜産研修施設」の運営等業務           |  |
| 66 | 経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務             |  |
| 67 | 経済産業研究所の中国語ホームページの維持管理業務            |  |
| 68 | 工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修業務             |  |
| 69 | 日本貿易振興機構の外国企業誘致担当者育成事業              |  |
| 70 | 日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務   |  |
| 71 | 日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業              |  |
| 72 | 日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務           |  |
| 73 | 日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務          |  |
| 74 | 情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業                |  |
| 75 | 中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業及び施設の運営等業務 |  |
| 76 | 自動車検査の自動車検査業務（「中央実習センター」の管理・運営業務）   |  |
| 77 | 自動車検査の自動車検査業務（自動車検査業務に用いる機器の保守管理業務） |  |
| 78 | 国際観光振興機構の海外観光宣伝事務所の業務               |  |
| 79 | 国際観光振興機構の通訳案内士試験事業                  |  |
| 80 | 都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務                  |  |
| 81 | 環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務            |  |
| 82 | 駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務          |  |

## 特別会計改革

### ○ 財政貢献

特別会計整理合理化計画骨子（平成 17 年 12 月特別会計改革委員会）（抄）

2. 特別会計については、資産・負債差額が約 45 兆円と言われており、積立金・剰余金についても多額にのぼっている。これらを精査して、資産・負債や剰余金等のスリム化を徹底するなどし、今後 5 年間に於いて合計約 20 兆円程度の財政健全化への貢献を目指すものとする。

#### 【積立金・剰余金の活用による財政健全化への貢献】

平成 18 年度：13.8 兆円を一般会計・国債整理基金特別会計に繰入れ

|                |                |
|----------------|----------------|
| 財政融資資金特別会計     | : 12 兆円        |
| 外国為替資金特別会計     | : 1 兆 6,000 億円 |
| 産業投資特別会計       | : 1,202 億円     |
| 電源開発促進開発特別会計   | : 595 億円       |
| 農業経営基盤強化措置特別会計 | : 295 億円       |

平成 19 年度：1.8 兆円を一般会計に繰入れ

|              |                |
|--------------|----------------|
| 外国為替資金特別会計   | : 1 兆 6,000 億円 |
| 産業投資特別会計     | : 794 億円       |
| 貿易再保険特別会計    | : 492 億円       |
| 登記特別会計       | : 38 億円        |
| 自動車検査登録特別会計  | : 29 億円        |
| 特許特別会計       | : 15 億円        |
| 都市開発資金融通特別会計 | : 6 億円         |

平成 20 年度：9.1 兆円を一般会計・国債整理基金特別会計に繰入れ

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| 財政投融资特別会計（財政融資資金勘定） | : 7 兆 2,000 億円 |
| 外国為替資金特別会計          | : 1 兆 8,000 億円 |
| 財政投融资特別会計（投資勘定）     | : 516 億円       |
| 貿易再保険特別会計           | : 492 億円       |
| 特許特別会計              | : 43 億円        |
| 社会資本整備事業特別会計（業務勘定）  | : 33 億円        |

平成 21 年度：2.5 兆円を一般会計に繰入れ

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 外国為替資金特別会計         | : 2 兆 4,000 億円 |
| 貿易再保険特別会計          | : 492 億円       |
| 社会資本整備事業特別会計（業務勘定） | : 33 億円        |
| 財政投融资特別会計（投資勘定）    | : 27 億円        |
| 特許特別会計             | : 8 億円         |

(注) 上記の活用の他、

平成 20 年度補正予算(第 2 号)、平成 21 年度予算において、臨時的・特例的に財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れる(20 年度補正予算(第 2 号): 4.2 兆円、21 年度当初予算: 4.2 兆円)。

年金特別会計業務勘定の特別保健福祉事業資金について、資金自体を清算し、残余を、平成 21 年度予算において、一般会計に繰り入れる。

○ **徹底した歳出削減** ( )

平成 18 年度: ▲0.5 兆円

平成 19 年度: ▲0.7 兆円

平成 20 年度: ▲0.3 兆円

平成 21 年度: ▲1.2 兆円

(うち、地方道路整備臨時交付金の廃止によるもの▲0.7 兆円)

特別会計の歳出総額から、重複計上分等、国債償還費・利払費等、社会保障給付、財政融資資金への繰り入れ、地方交付税交付金等を除いた、特別会計の見直しの対象となる歳出額について削減

### 行政改革推進法及び特別会計に関する法律による特別会計の統廃合

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律：平成18年6月2日公布

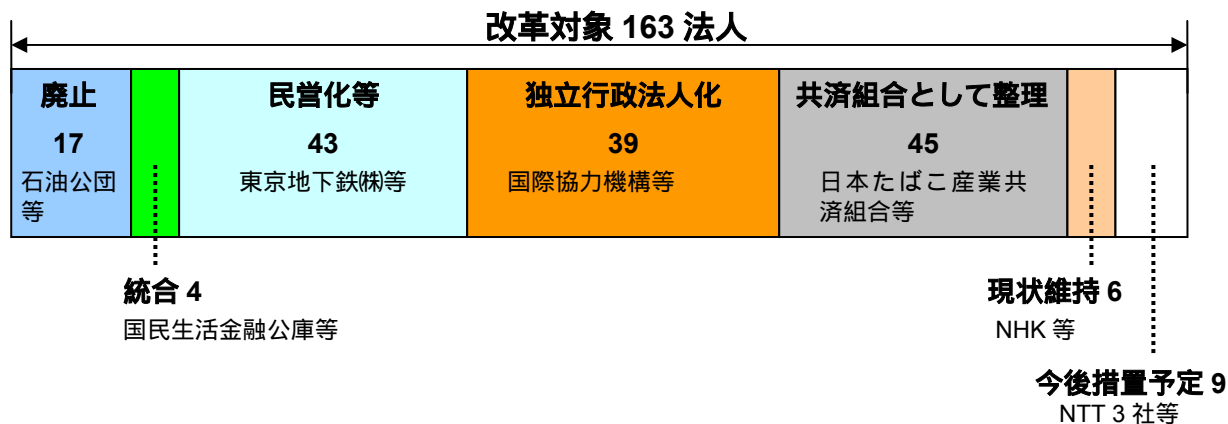
特別会計に関する法律：平成19年3月31日公布

| 現行特別会計   | 統廃合            | 新特別会計等                                  |
|--|----------------|---|
| 道路整備<br>-----<br>治水<br>-----<br>港湾整備<br>-----<br>空港整備<br>-----<br>都市開発資金融通 | 平成20年度に統合 →    | 社会資本整備事業<br>( 空港整備については、統合後、将来の独法化を検討 ) |
| 厚生保険<br>-----<br>国民年金  | 平成19年度に統合 →    | 年金                                      |
| 船員保険<br>-----<br>労働保険  | 平成22年度に統合 →    | 労働保険                                    |
| 農業共済再保険  | -----→         | 平成20年度末までに統合を検討                         |
| 漁業再保険及漁業共済保険   | -----→         |   |
| 地震再保険  | -----→         | 同左                                      |
| 森林保険   | -----→         | 平成20年度末までに独法化を検討                        |
| 貿易再保険  | -----→         | 同左                                      |
| 国有林野事業   | -----→         | 平成22年度末までに一般会計に統合・独法化を検討                |
| 国営土地改良事業   | 平成20年度に一般会計に統合 |   |
| 食料管理<br>-----<br>農業経営基盤強化措置  | 平成19年度に統合 →    | 食料安定供給<br>統合後、一般会計に統合・独法化を検討            |
| 自動車損害賠償保障事業<br>-----<br>自動車検査登録  | 平成20年度に統合 →    | 自動車安全<br>統合後、一般会計に統合・独法化を検討             |
| 特許   | -----→         | 同左                                      |
| 国立高度専門医療センター   | 平成22年度に廃止、独法化  |   |
| 登記   | 平成23年度に一般会計に統合 |   |
| 特定国有財産整備   | 平成22年度に一般会計に統合 |   |
| 電源開発促進対策<br>石油及びエネルギー需給構造高度化対策   | 平成19年度に統合 →    | エネルギー対策                                 |
| 産業投資<br>-----<br>財政融資資金  | 平成20年度に統合 →    | 財政投融资<br>産業投資(社会資本整備勘定)の廃止              |
| 国債整理基金   | -----→         | 同左                                      |
| 外国為替資金   | -----→         | 同左                                      |
| 交付税及び譲与税配付金  | -----→         | 同左                                      |
| 31   |                | 17                                      |

## 特殊法人等改革

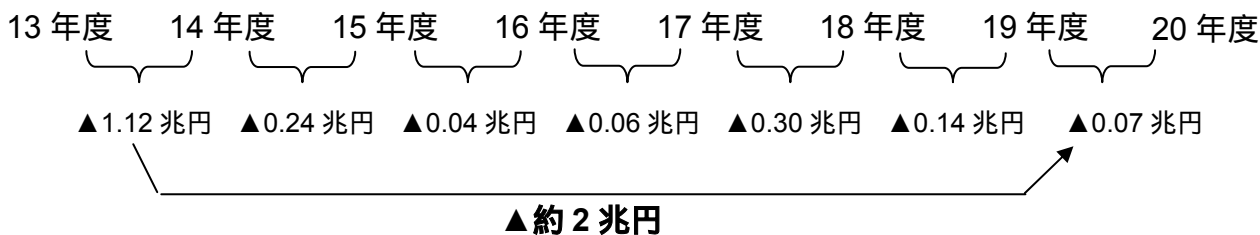
### ○ 組織形態の見直し

改革対象 163 法人のうち、約 9 割（148 法人）について法律改正等の措置済み。



### ○ 財政支出削減効果

特殊法人等から独立行政法人等の異なる形態に移行した法人も含め、平成 14 年度から平成 20 年度までの累計で約 2 兆円の財政支出削減効果

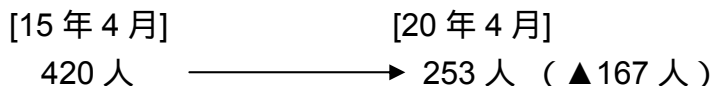


### ○ 役員報酬の削減

- 特殊法人等の役員の給与を平均で約 1 割削減
  - 大規模事業団の理事長 ▲15.6%
  - 中規模事業団の理事長 ▲14.1%
- 独立行政法人、特殊法人等の役員退職金を平成 14 年 3 月までの水準に比べて約 3 分の 1 に削減

|                | 退職金支給算定方法   |
|----------------|---|
| ～ H14.3        | 俸給月額 × 0.36 × 在職月数  |
| H14.4 ～ H15.12 | 俸給月額 × 0.28 × 在職月数  |
| H16.1 ～        | 俸給月額 × 0.125 × 在職月数 × 業績勘案率( )<br>0.0～2.0 の範囲内で、評価委員会等が決定 |

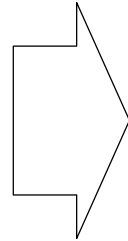
### ○ 役員数の減・・・特殊法人等から移行した独立行政法人の役員数を約 4 割削減



特殊法人等整理合理化計画により特殊法人等から移行した独立行政法人の役員数(除監事)

平成20年4月現在

| 所管<br>府省 | 特殊法人等  | 役員数      |         |
|----------|--|----------|---------|
|          |  | 法定数      | うち常勤役員数 |
| 内閣府      | 国民生活センター   | 7        | 5       |
|          | 北方領土問題対策協会   | 12       | 2       |
| 総務省      | (認)平和祈念事業特別基金  | 2        | 2       |
|          | (認)通信・放送機構<br>(独)通信総合研究所                               | 5<br>4   | 4<br>4  |
| 外務省      | 国際交流基金   | 5        | 5       |
|          | 国際協力事業団  | 15       | 10      |
| 財務省      | (認)日本万国博覧会記念協会   | 8        | 3       |
|          | (認)通関情報処理センター  | 5        | 5       |
| 文部科学省    | 科学技術振興事業団  | 10       | 7       |
|          | 理化学研究所   | 7        | 6       |
|          | 日本芸術文化振興会  | 7        | 4       |
|          | 日本学術振興会  | 5        | 3       |
|          | 日本体育・学校健康センター  | 6        | 6       |
|          | 宇宙開発事業団  | 7        | 7       |
|          | (国)宇宙科学研究所   | 1        | 1       |
|          | (独)航空宇宙技術研究所   | 3        | 3       |
|          | 日本育英会  | 6        | 5       |
|          | (財)内外学生センター  | 2        | 2       |
|          | (財)日本国際教育協会  | 4        | 4       |
|          | (財)国際学友会   | 2        | 2       |
|          | (財)関西国際学友会   | 1        | 1       |
|          | (認)海洋科学技術センター  | 4        | 4       |
|          | 日本原子力研究所   | 11       | 10      |
|          | 核燃料サイクル開発機構  | 10       | 8       |
| 厚生労働省    | 労働福祉事業団  | 5        | 5       |
|          | 社会福祉・医療事業団   | 6        | 6       |
|          | 心身障害者福祉協会  | 4        | 3       |
|          | 勤労者退職金共済機構   | 7        | 7       |
|          | 雇用・能力開発機構  | 7        | 7       |
|          | (認)日本障害者雇用促進協会   | 7        | 7       |
|          | (財)高齢者雇用開発協会   | 6        | 4       |
|          | 日本労働研究機構   | 1        | 1       |
|          | (国)労働研修所   | 1        | 1       |
|          | (認)医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構<br>(国)国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター | 5        | 5       |
| 年金資金運用基金 | 3  | 3        |         |
| 農林水産省    | 緑資源公社  | 6        | 5       |
|          | 農業者年金基金  | 4        | 4       |
|          | (認)農林漁業信用基金  | 11       | 10      |
|          | (認)生物系特定産業技術研究推進機構<br>(独)農業技術研究機構                      | 7<br>9   | 6<br>9  |
|          | (認)海洋水産資源開発センター<br>(独)水産総合研究センター                       | 4<br>4   | 2<br>3  |
|          | (社)日本栽培漁業協会  | 4        | 4       |
|          | 農畜産業振興事業団  | 18       | 10      |
|          | (認)野菜供給安定基金  | 4        | 4       |
|          | (認)情報処理振興事業協会  | 4        | 4       |
|          | 日本貿易振興会  | 11       | 9       |
| 経済産業省    | 新エネルギー・産業技術総合開発機構                                      | 11       | 11      |
|          | 中小企業総合事業団  | 10       | 9       |
|          | 地域振興整備公社   | 10       | 10      |
|          | (認)産業基盤整備基金  | 5        | 4       |
|          | 金属鉱業事業団  | 5        | 5       |
|          | 石油公社   | 10       | 9       |
|          | 水資源開発公社  | 10       | 9       |
|          | 国際観光振興会  | 7        | 6       |
|          | (認)自動車事故対策センター   | 5        | 5       |
|          | (認)海上災害防止センター  | 6        | 5       |
| 国土交通省    | (認)空港周辺整備機構  | 9        | 8       |
|          | 日本鉄道建設公社   | 9        | 9       |
|          | 運輸施設整備事業団  | 6        | 6       |
|          | 都市基盤整備公社   | 13       | 12      |
|          | 地域振興整備公社   | 10       | 10      |
|          | 奄美群島振興開発基金   | 4        | 2       |
|          | 住宅金融公庫   | 9        | 9       |
|          | 公害健康被害補償予防協会   | 4        | 3       |
|          | 環境事業団  | 1        | 1       |
|          |  | 合計:67法人等 | 420     |



| 独立行政法人             | 役員数<br>(法定数) |     |
|--------------------|--------------|-----|
| 国民生活センター           | 4            |     |
| 北方領土問題対策協会         | 2            |     |
| 平和祈念事業特別基金         | 2            |     |
| 情報通信研究機構           | 6            |     |
| 国際交流基金             | 4            |     |
| 国際協力機構             | 10           |     |
| 日本万国博覧会記念機構        | 3            |     |
| 通関情報処理センター         | 4            |     |
| 科学技術振興機構           | 5            |     |
| 理化学研究所             | 6            |     |
| 日本芸術文化振興会          | 4            |     |
| 日本学術振興会            | 3            |     |
| 日本スポーツ振興センター       | 5            |     |
| 宇宙航空研究開発機構         | 9            |     |
| 日本学生支援機構           | 5            |     |
| 海洋研究開発機構           | 4            |     |
| 日本原子力研究開発機構        | 9            |     |
| 労働者健康福祉機構          | 5            |     |
| 福祉医療機構             | 5            |     |
| 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 | 3            |     |
| 勤労者退職金共済機構         | 5            |     |
| 雇用・能力開発機構          | 6            |     |
| 高齢・障害者雇用支援機構       | 6            |     |
| 労働政策研究・研修機構        | 4            |     |
| 医薬品医療機器総合機構        | 4            |     |
| 年金積立金管理運用独立行政法人    | 2            |     |
| 緑資源機構              | 0            |     |
| 農業者年金基金            | 3            |     |
| 農林漁業信用基金           | 7            |     |
| 農業・食品産業技術総合研究機構    | 10           |     |
| 水産総合研究センター         | 6            |     |
| 農畜産業振興機構           | 8            |     |
| 情報処理推進機構           | 3            |     |
| 日本貿易振興機構           | 8            |     |
| 新エネルギー・産業技術総合開発機構  | 7            |     |
| 中小企業基盤整備機構         | 10           |     |
| 石油天然ガス・金属鉱物資源機構    | 8            |     |
| 水資源機構              | 7            |     |
| 国際観光振興機構           | 5            |     |
| 自動車事故対策機構          | 4            |     |
| 海上災害防止センター         | 3            |     |
| 空港周辺整備機構           | 5            |     |
| 鉄道建設・運輸施設整備支援機構    | 10           |     |
| 都市再生機構             | 10           |     |
| 奄美群島振興開発基金         | 2            |     |
| 住宅金融支援機構           | 8            |     |
| 環境再生保全機構           | 4            |     |
|                    | 合計:47法人      | 253 |

特殊法人等54 + 独立行政法人4 + 公益法人6 + 国の機関3

(注1) 役員数欄中の数値についての記載は以下のとおり。

法定数:法律で規定されている定数(非常勤役員として規定されている数を除く。)

常勤役員数:平成15年4月1日時点の常勤役員の実員数。

公益法人については常勤役員数を、(国)印を付した国の機関については指定職数を示す。

(注2) 緑資源機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構については、それぞれ、農用地整備公社の廃止、石炭対策関係業務等の廃止、国鉄清算事業団の廃止、ニュータウン開発事業の廃止に伴う残務処理等のため、それぞれ別途、附則にて時限的に暫定役員を措置。

(注3) 北方領土問題対策協会については、別途返還運動関係者に係る非常勤役員を措置。

(注4) 日本育英会及び関係4財団法人については、独立行政法人日本学生支援機構の他に日本語教育関係等の業務を行う公益法人が設立される予定。

(注5) 地域振興整備公社については、廃止した上で、地方都市開発整備等事業とそれ以外の事業に分割し、地方都市開発再生等事業については独立行政法人都市再生機構に、それ以外の事業は独立行政法人中小企業基盤整備機構に移管。

(注6) 環境事業団については、廃止した上で、PCB廃棄物処理等事業とそれ以外の事業に分割し、PCB廃棄物処理等事業については日本環境安全事業株式会社(特殊会社)に、それ以外の事業は独立行政法人環境再生保全機構に移管することから、特殊会社への移管分を除外した役員数を計上。

(注7) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、平成18年4月に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構(平成15年10月に(認)生物系特定産業技術研究推進機構を廃止した上で(独)農業技術研究機構と統合して設立)と独立行政法人農工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を統合して設立。

## 独立行政法人の見直し

### ○ 法人数の推移

|          | 13年度  | 14年度  | 15年度   | 16年度   | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度   |
|----------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新設       | 57    | 2     | 39     | 14     | 5      | 7      | 5      | 0      |
| 統廃合      | 0     | 0     | ▲3     | ▲1     | 0      | ▲16    | ▲7     | ▲2     |
| 年度末数     | 57    | 59    | 95     | 108    | 113    | 104    | 102    | 100    |
| 財源措置(億円) | 3,766 | 3,835 | 11,185 | 30,219 | 33,519 | 33,025 | 35,235 | 35,577 |
| うち運営費交付金 | 3,493 | 3,657 | 8,166  | 15,446 | 16,293 | 17,048 | 16,607 | 16,248 |

15年10月以降「特殊法人等整理合理化計画」により独法化等とされた法人が独法化されている。

### ○ 平成15年度～18年度中期目標期間終了時見直しによる統廃合

#### 【廃止】2法人

- ・ 消防研究所（平成18年3月）
- ・ 農業者大学校（平成18年3月）

#### 【統合】21法人

|   |   |                              |
|---|---|------------------------------|
| 国立オリンピック記念青少年総合センター<br>国立青年の家<br>国立少年自然の家 | ⇒ | 青少年教育振興機構<br>(平成18年4月)       |
| 国立博物館<br>文化財研究所                           | ⇒ | 文化財研究機構<br>(平成19年4月)         |
| 産業安全研究所<br>産業医学総合研究所                      | ⇒ | 産業安全衛生総合研究所<br>(平成18年4月)     |
| 農林水産消費技術センター<br>肥飼料検査所<br>農薬検査所           | ⇒ | 農林水産消費安全技術センター<br>(平成19年4月)  |
| 林木育種センター<br>森林総合研究所                       | ⇒ | 森林総合研究所<br>(平成19年4月)         |
| さけ・ます資源管理センター<br>水産総合研究センター               | ⇒ | 水産総合研究センター<br>(平成18年4月)      |
| 農業工学研究所<br>食品総合研究所<br>農業・生物系特定産業技術研究機構    | ⇒ | 農業・食品産業技術総合研究機構<br>(平成18年4月) |
| 土木研究所<br>北海道開発土木研究所                       | ⇒ | 土木研究所<br>(平成18年4月)           |
| 海技大学校<br>海員学校                             | ⇒ | 海技教育機構<br>(平成18年4月)          |



## ○ 非公務員化によるメリット

独立行政法人の役職員の非公務員化により

民間企業並みの柔軟な任用・勤務形態の導入や民間との人事交流の円滑化、業績に応じた給与の支払いを可能とするなど柔軟な給与体系の構築が可能となり、ひいては独立行政法人の業績の向上等が期待される。

( 実例 )

- 1 ) 国内外の若手や第一線の研究者等の多様な人材確保のため、独自の採用試験制度を導入
- 2 ) 特許実施料等収入の研究者への還元について、従来の上限を撤廃 等

## ○ 融資等業務の見直し

融資等業務 = 出資、貸付、債務保証等、利子補給

### 【見直し内容】

- 対象法人の融資等業務すべてについて、廃止・縮小・重点化・運営改善等の見直し
- 59の融資等業務のうち、54%に当たる32業務を廃止・縮小

( 主な見直し例 )

- < 福祉医療機構 > ( 厚生労働省 )
  - ・福祉医療貸付の融資対象限定・融資率引下げ、新規融資額を大幅に縮減
- < 新エネルギー・産業技術総合開発機構 > ( 経済産業省 )
  - ・省エネルギー債務保証の廃止、これに伴う基金の国庫返納
- < 中小企業基盤整備機構 > ( 経済産業省 )
  - ・個別法に基づく出資・債務保証5事業の廃止
- < 日本学生支援機構 > ( 文部科学省 )
  - ・奨学金の回収強化等

### 【見直しの成果】

新規融資の規模縮小約1,800億円

[ 見直しを行わなかった場合の新規融資の額から、見直しを行った場合の新規融資を差し引いた額を単年度平均で各府省が試算した額を集計したもの ]

余剰資金等の国庫返納約180億円

[ 平成18年末時点で金額が確定したもの ]

## ○ 一般管理費の削減

83.3%の法人 ( 102 法人中 85 法人 ) が一般管理費の▲10%以上削減 ( ) に取組中  
平成 18 年度から 22 年度の 5 年間

( 主な例 )

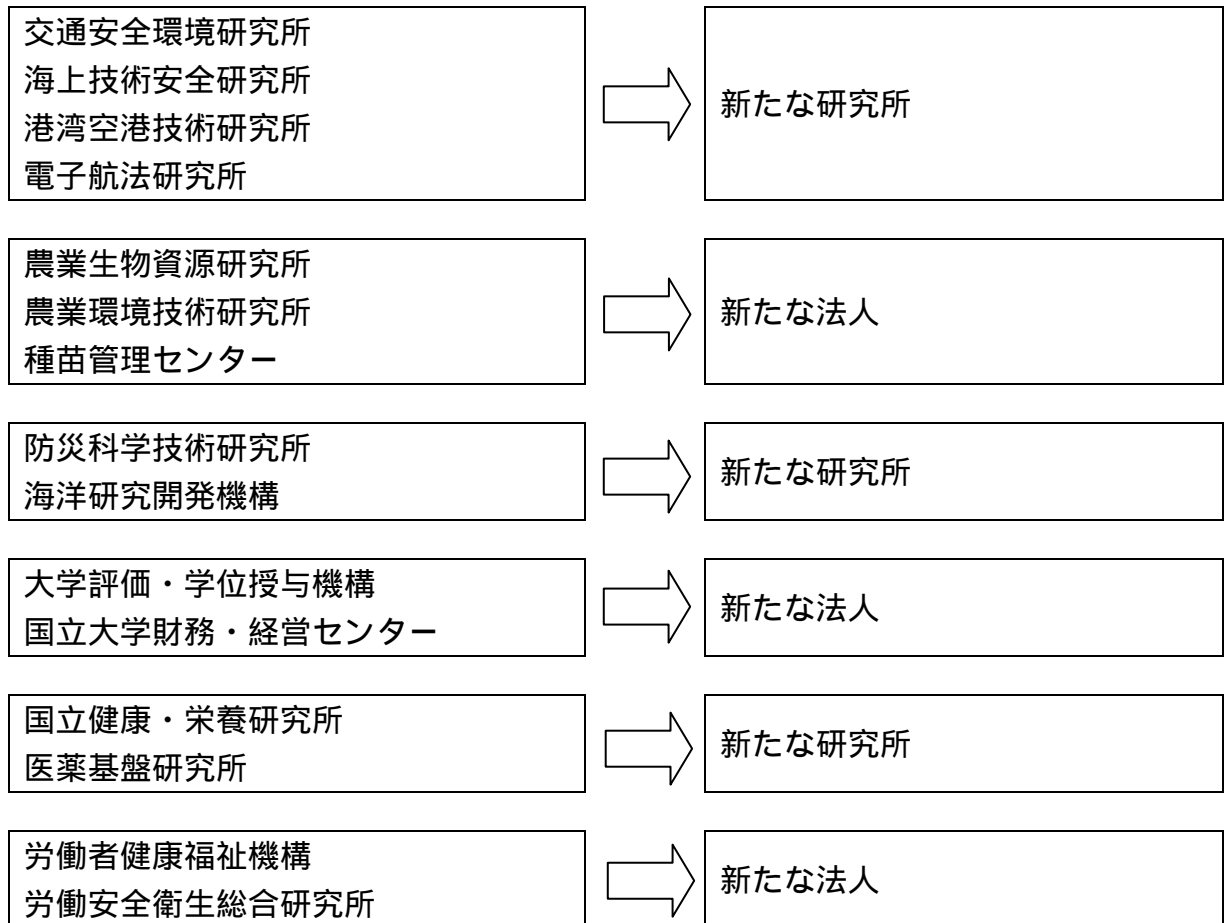
- < 情報通信研究機構 >
  - 一般管理費については、中期目標の期間の最後の事業年度において、平成17年度決算比15%以上の効率化を達成する。( 中期目標 )
- < 農業・食品産業技術総合研究機構 >
  - 一般管理費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比3%の削減を行う。( 中期目標 )

○ 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

【廃止】6 法人

- ・ 日本万国博覧会記念機構
- ・ メディア教育開発センター
- ・ 緑資源機構（平成20年4月廃止）
- ・ 通関情報処理センター（平成20年10月特殊会社化）
- ・ 日本貿易保険
- ・ 海上災害防止センター

【統合】16 法人



- ・ 保有資産の売却、国庫返納等：約6,100億円（処分対象資産の18年度簿価）
  - 保養所をはじめ、土地・建物等の売却、国庫返納等を推進
  - 事業に土地・建物等が必要な場合にも、証券化等による資産圧縮を検討
  - 金融資産についても圧縮を推進
- ・ 随意契約の徹底見直し競争性のない随意契約約7割減
  - 随意契約によることができる限度額の基準等を国と同様に
  - 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約1兆円を約7割(0.7兆円)減(18年契約実績ベース)
    - 金額ベースで48%→14%と国並みに



## 徹底した無駄の削減

### ○ 行政コストの節減・効率化

レクリエーション経費を原則廃止するとともに、広報経費、委託調査費、タクシー代について、政府全体の予算額を前年度比 30% 以上を削減。

【21 年度予算への反映額：▲557 億円】

### ○ 公益法人向け支出等

国・独立行政法人等から公益法人への支出について、徹底した見直しを行い、対 18 年度支出実績比約 4 割の削減を実施。

【18 年度対比での 21 年度支出予定額：▲3,931 億円、▲41.5%】

(支出先の法人形態変更等によるものを除くと▲3,654 億円、▲38.5%)

補助金等により造成した公益法人の基金の見直しを前倒しで実施し、不要額を国庫返納。

【21 年度予算への反映額(歳入計上額)：654 億円】

### ○ 独立行政法人向け財政支出等

独立行政法人整理合理化計画の着実な実施等により、独立行政法人向け財政支出を削減。

【21 年度予算への反映額：▲1,372 億円】

独立行政法人改革法案を受けて、政府出資等に係る独立行政法人の保有資産を精査し、不要額を国庫納付。

【21 年度予算への反映額(歳入計上額)：304 億円】

### ○ 特別会計の支出等の見直し

各特別会計について、不要不急の事業が行われていないか、必要性をゼロベースで見直し。

【21 年度予算への反映額：約▲1 兆 2,400 億円】

(うち、地方道路整備臨時交付金の廃止によるもの約▲6,800 億円)

### ○ 政策の棚卸し

政策の棚卸しについては、3 年以上継続している個別事業等について、必要性等をゼロベースで見直しを実施。

【21 年度予算への反映額：一般会計：約▲5,500 億円、特別会計：約▲3,300 億円】

## 補助金等の交付により造成した基金・公益法人の融資等業務の見直し

### <平成 18 年度>

#### ○ 補助金等の交付により造成した基金

貸付、債務保証、利子補給、補助等の事業のために法人(公益法人が太宗)に対して、補助金等を交付して基金を造成。当該法人は、基金を原資とした貸付事業、基金の取り崩しや運用益による利子補給事業などを行っている。

〔見直し対象数：71法人、121基金〕

#### ○ 公益法人の融資等業務

法律の規定に基づき、または、国からの補助金等を受けて、公益法人が行う融資等業務(貸付、債務保証、出資、利子補給等)。

〔見直し対象数：62 事業〕

(うち 39 事業は補助金等の交付により造成した基金と重複)

#### 【見直しの概要】

##### - 基金の返納

今回の見直しにより平成 18 年度から平成 21 年度までに 33 基金から約 1,700 億円を国庫返納

##### - 事業の廃止

19 事業を廃止

##### - 債務保証事業の保証割合の引下げ

民間の自発的な活力を引き出す観点から、保証割合が 100%であった 10 事業についてモラルハザード防止等の観点から保証割合を引下げ

##### - 3 年後の見直し

・原則として、すべての事業について定量的な目標を設定

・原則平成 21 年度において検証・見直しを行うこととし、改革を続行等

### <平成 20 年度>

#### ○ 補助金等の交付により造成した基金

貸付、債務保証、利子補給、補助等の事業のために法人(公益法人が太宗)に対して、補助金等を交付して基金を造成。当該法人は、基金を原資とした貸付事業、基金の取り崩しや運用益による利子補給事業などを行っている。

〔見直し対象数：74法人、127基金〕

#### 【見直しの概要】

##### - 基金の返納

今回の見直しにより平成 20 年度から平成 23 年度までに、22 基金から約 1,100 億円を国庫返納

## 公務員の純減に関する基本的考え方について

平成 17 年 10 月 28 日

## 1. 国家公務員の純減に関する基本的考え方

## 純減のための基本姿勢

財政的見地、少子高齢社会に耐えうる行政システムを構築する必要性および技術の進歩等による時代の変化に対応するため、事務・事業を徹底的に見直す。

- ・ 事務・事業の整理・合理化
- ・ 国がすべき事務・事業の限定

上記事項について、今後、党としては行政改革推進本部で取組むが、政府としても一元的に取組む部門を設置するよう申し入れる。

## 純減目標

- ◆ 公務員数を平成 18 年度から 10 年間で 20% 純減させる。

そのため、まず平成 18 年度から 5 年間で 5% 純減を達成させ、その間、事務・事業を徹底的に見直す。

## 純減対象および純減数

- ◆ 純減対象
 

|              |       |         |   |         |
|--------------|-------|---------|---|---------|
| ・ 国の機関       | ----- | 33.2 万人 | } | 40.3 万人 |
| ・ 公務員型独立行政法人 | ---   | 7.1 万人  |   |         |
- ◆ 純減数 ----- 8.1 万人 (純減対象の 20%)

## 純減の方策

国の機関の採用抑制 (全体として 1.3 万人の 10% 抑制×10 年) → 1.3 万人

併せて配置転換を推進

[

|          |       |                    |
|----------|-------|--------------------|
| 15 年度ベース | 試験採用  | 8,187              |
|          | その他採用 | 5,042 (教育職・医療職を除く) |

]

地方支分部局等の統廃合・民間開放・非特定独法化 → 5.1 万人程度

- ・ 地方社会保険事務局(1.6 万人)―廃止(他に本庁 0.1 万人)→ 1.6 万人
- ・ 森林管理、国立医療センター等 ―非公務員型独法化→ 1.0 万人
- ・ 地方整備局等、都道府県労働局、地方農政局(農林統計、食糧管理を含む)、法務局等 -----20% 以上純減→ 1.5 万人以上
- ・ 他の地方支分部局 (11 万人) -----原則 10% 純減→ 1.0 万人

特定独法 (7.1 万人) の統廃合・非公務員化・民営化 → 6.8 万人

- ・ 国立病院機構、国立印刷局、造幣局、統計センター、自動車検査等 -----→ 5.5 万人
- ・ 非公務員化決定済み -----→ 0.8 万人
- ・ 非公務員化の方向 -----→ 0.5 万人

～（約 13 万人 と に一部重複）と同時並行的に下記等を推進することで 10 年 20%純減の達成を確実なものとする。

- ◆ 増員要求の抑制
- ◆ 公共サービス効率化（市場化テスト）制度の導入

#### 留意事項

- ◆ 分限免職
- ◆ 労働基本権の在り方
- ◆ 身分保障（政治的中立性の担保）

## 2. 地方公務員の純減に関する基本的考え方

#### 純減目標

- ◆ 国の取組みに準じて、平成 18 年度から 10 年間で、公務員数を 20%純減させるよう要請するとともに、教育、福祉、警察、消防等、国が定める配置基準等（法律、政省令等）の見直しを行う。  
新地方行革指針において、21 年度までに 4.6%以上の純減を要請

#### 純減対象および純減数

- ◆ 地方公務員数 ----- 308.4 万人
- ◆ 純減数 ----- 61.7 万人（純減対象の 20%）

#### 純減の方策

- ◆ 事務・事業の見直し
  - 民間委託、市場化テストの活用、指定管理者制度、P F I、地方独立行政法人制度（非公務員型）を積極的に活用  
給食センター(1.7 万人)、清掃・ゴミ・し尿業務(7.1 万人)、  
保育所(12.3 万人)等
  - 公立大学（1.5 万人）の地方独立行政法人化（非公務員型）
- ◆ 都道府県の出先機関の統廃合
- ◆ 市町村合併に伴う効率化の成果の早急な反映
- ◆ 公営企業等（43.4 万人→病院 23.2 万人、水道 6.1 万人、下水道 3.9 万人、交通 3.5 万人、その他 6.8 万人）の必要性の見直し、民営化・独法化
- ◆ 団塊の世代前後（48～59 歳 35.7 万人）の退職後の採用抑制
- ◆ 今後の就学児童数の減少を見越した教員（小中学校 73.3 万人）の純減

#### 留意事項

- ◆ 分限免職
- ◆ 労働基本権の在り方
- ◆ 身分保障（政治的中立性の担保）